

大和市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月31日

大和市長 大 木 哲

### 大和市規則第35号

大和市消防吏員の服制等に関する規則の一部を改正する規則

大和市消防吏員の服制等に関する規則（昭和39年大和市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び消防関係職員の服制」を削る。

第4条第2項を削る。

第5条第1項中「前条第2項」を「前条」に改め、同条第2項を削る。

第6条を次のように改める。

（貸与方法、貸与品の種類等）

第6条 貸与品は、別表第4のとおりとし、原則として同表に掲げる標準貸与品の種類に応じ、それぞれ標準貸与数を吏員に貸与するものとする。

2 吏員が、別表第4のその他の貸与品又は標準貸与数を超える貸与品を必要とするときは、消防長に対し、貸与品貸与申請書（第1号様式）により、消防長が別に定める保有上限数を超えない範囲で、申請しなければならない。

3 吏員は、前2項の規定により貸与を受けた貸与品が、損傷等により使用が困難になった場合は、当該貸与品の再貸与を消防長に申し出ることができる。ただし、再貸与が認められた場合は、当該使用が困難になった貸与品を返納しなければならない。

4 所属長は、第2項の規定により所属職員が申請する貸与品が、業務の安全及び衛生を確保するために、必要か否かを確認するものとする。

5 消防長は、第2項の申請を受け、必要があると認めた貸与品を貸与する。

6 消防長は、特に必要があると認めたときは、吏員以外の消防職員に対し、吏員に準じて被服を貸与することができる。

第7条中「と認める」を「があると認めた」に改める。

第8条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 貸与品は、他の吏員等に転貸し、又は他の吏員等から転借して使用してはならない。ただし、災害等緊急時は、この限りでない。

第9条第2項を次のように改める。

2 長期間使用が見込まれない貸与品は、返納しなければならない。ただし、消防長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第10条第1項中「貸与品亡失等届出書」の次に「(第2号様式)」を加える。

第11条第1項中「貸与品の」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 所属長は、所属職員の貸与品保有状況を把握し、適正に管理させなければならない。

別表第1冬帽の項中「冬帽」を「男性冬帽」に、「金色金属製消防章」を「金色消防章」に、「銀色金属製消防章」を「銀色消防章」に改め、同表女子冬帽の項中「女子冬帽」を「女性冬帽」に、「金色金属製消防章」を「金色消防章」に改め、同表夏帽の項中「夏帽」を「男性夏帽」に、「金色金属製消防章」を「金色消防章」に、「冬帽」を「男性冬帽」に改め、同表女子夏帽の項中「女子夏帽」を「女性夏帽」に、「女子冬帽」を「女性冬帽」に改め、同表冬服の項中「冬服」を「男性冬服」に、「金色金属製ボタン」を「金色ボタン」に、「黒色金属製」を「黒色」に、「銀色金属製」を「銀色」に、「金色金属製消防章」を「金色消防章」に改め、同表女子冬服の項中「女子冬服」を「女性冬服」に、「打ち合わせを右上前とするほかは上衣と同様とする。」を「打ち合わせを右上前とする。 に、「冬服上衣」を「男性冬服上衣」に、「女子冬服と同様とする。」を形状は第8図のとおりとする。」

「長ズボンとする。 に改め、同表夏服の項中「夏服」を「男性夏服」に改め、「袖は」形状は、第8図のとおりとする。」

「ボックス型及び」を削り、同表女子夏服の項中「、そでは」を削り、「女子冬服と同様とする。」を形状は第10図プリーツ付きとする。

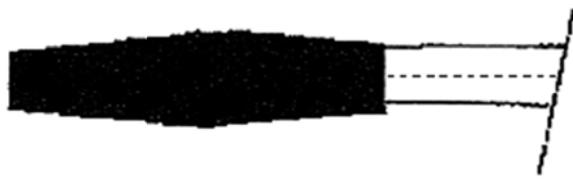
に、「女子冬服」を「女性夏服」に改め、同表ワイシャツの項中「長そで」のとおりとする。」

を「長袖」に改め、同表ネクタイの項中「ネクタイ」を「男性ネクタイ」に改め、同項の次に次のように加え、同表活動服ベルトの項を削る。

女性ネクタイ	濃赤色の織物とする。
--------	------------

別表第1第1図中「冬帽」を「男性冬帽」に改め、同表第2図中「周章」を「周章」に改め、同表第3図中「女子冬帽」を「女性冬帽」に改め、同表第4図中「冬服」を「男性冬服」に改め、同表第5図中「階級章」を「階級章」に改め、同表第6図中「消防長章」を「消防長章」に改め、同表第7図中「そで章」を「袖章」に改め、同表第8図中「女子冬服」を「女性冬服」に改め、同表第9図中「夏服」を「男性夏服」に改め、同表第10図中「女子夏服」を「女性夏服」に改め、同表第11図中「制服ベルト」を「制服ベルト」に改め、

「活動服ベルト



を削り、同表第12図中「身

」

分証明書」を「身分証明書」に改める。

別表第2防火衣の項を削り、同表救急服の項中「バンド（救急）」を「救急バンド」に改め、同表中防火用長靴の項及び女子作業靴の項を削り、編上靴の項の次に次のように加え、同表革手袋の項中「革手袋」を「作業用手袋」に、「革手袋（A） 革手袋（B）」を「革手袋」に改める。

ゴム長靴	ゴム長靴
------	------

別表第3正装の項中「、白色手袋」を「及び白色手袋」に、「夏帽、夏服」を「男性夏帽、男性夏服」に、「女子夏帽、女子夏服、女子短靴、」を「女性夏帽、女性夏服、女性短靴及び」に改め、同表略装の項を次のように改める。

略装	冬救急服	10月1日～翌年5月31日
	夏救急服	6月1日～9月30日
	略帽、保安帽、夏・冬活動服、活動服ベルト、編上靴、ゴム長靴、救急服替衿、救急バンド、救急作業靴、救助服、雨衣、防寒衣、革手袋、ケブラー手袋、短靴及び女性短靴	通年

別表第4を次のように改める。

別表第4（第6条関係）

種別	貸与品の種類	標準貸与数	貸与品の種類	標準貸与数
標準貸与品	編上靴	1足	冬服・夏服スカート	1着
	ゴム長靴	1足	ネクタイ（男性・女性）	1本
	革手袋	1種類につき 1双	白色手袋	1双
	ケブラー	1双	紺バンド	1本
	階級章	2個	冬・夏活動服上衣	2着
	襟章	1個	冬・夏活動服ズボン	2着
	保安帽	1個	活動服ベルト	1本
	略帽	1個	雨衣	1着
	冬帽・夏帽（男性・女性）	1個	防寒衣	1着
	冬服・夏服上衣（男性・女性）	1着	身分証明書	1個
冬服・夏服ズボン（男性・女性）	1着			
その他の貸与品	冬・夏救急服上衣	2着	救急作業靴	1足
	冬・夏救急服ズボン	2着	救急バンド	1本
	救急服替衿	夏冬2着		

別表第4の次に次の2様式を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に貸与されている貸与品は、改正後の大和市消防吏員の服制等に関する規則の相当規定により貸与されたものとみなす。